

## I 教員のICT活用指導力の向上など教員への支援の在り方について

教員が以下に対応する能力を育むことができるよう支援することが求められる  
①子どもたちへの情報教育、②教科指導におけるICT活用、③校務の情報化

### 教員の養成

- 上記3能力を育むための教職課程の内容等の検討  
(単なる情報機器とソフトウェアの使い方に留まらない)
- 教職大学院など大学院段階におけるより高度で実践的な指導の在り方の検討
- 教職課程の授業を担当する大学教員のICT活用指導力の向上
- 大学におけるICT活用指導力に関する教育環境の整備

### 教員の採用

- 上記3能力について十分な選考が必要  
例:ICTを活用した指導案作成の試験や模擬授業におけるICT機器を活用した試験の実施
- 中学校の技術・家庭科の技術分野における「情報に関する技術」を十分指導できる教員及び、高校の情報科における専門性を有する教員の積極的な採用

## 教員の研修

- 研修素材や研修成果の蓄積・共有ができたり、ICT活用による学習を教員自らが体験する機会を得ることなどができるeラーニング研修の活用
- 「十年経験者研修」「教員免許状更新講習」等におけるICT活用に係る研修や講習の充実
- 教員自らがICTを活用した学びのモデルとなることが求められる
- 正規・臨時的に任用された教員及び事務職員等、学校の全ての教職員について、必要な研修を実施

## 教員のサポート体制の在り方

(教育委員会や学校における体制整備)

- 教育の情報化を推進する上では、教育CIOや学校CIOの役割が重要
- CIOを補佐する専門性を持った人材及び、これらが協働してCIOを補佐する体制が求められる
- 事務職員による情報主任の教員の負担の分担
- 教育の情報化の取組に対するPDCAサイクルの確立

(ICT支援員の充実)

- 教員のICT活用活動そのものと、ICTの活用環境の開発・管理運用を峻別し、教員はICT活用に集中  
各校の活用環境の開発・管理運用は、ICT支援員等が分担
- 教育委員会による学校のICT化のサポート体制を強化するとともに、必要に応じて、民間の信頼できる組織にこの部分をアウトソーシング
- ICT支援員の活用を推進するためには、持続可能性の観点が重要
  - ・ 近年の財政難から、ICT支援員の雇用が課題
  - ・ ICT支援員の重要性についての理解
  - ・ NPOや大学等との連携
- 学校の実情を踏まえたICT支援員の活用(コンプライアンス等の研修)

## II 校務の情報化の推進方策について

### 校務支援システムの重要性とその充実のための取組

- 校務の情報化は、きめ細かな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教育の質の向上と学校経営の改善に資する  
(教員が子どもたちと向き合う時間の増加、子どもたちのよいところを全教職員で共有、地域と学校の連携強化 等)
- 10年後に、「教育の情報化に関する手引」第6章に示す校務の情報化の例に加え、以下のような姿を目指す
  - ・ 教職員や子どもたち一人一人がスマートフォンなどの携帯情報端末を持つことによる、情報の随時入出力や高付加価値化
  - ・ 各家庭の情報端末との連携による子どもたちの状況に関するリアルタイムの意識共有
- 校務の情報化の意義の共有が重要

(今後10年間の取組)

- ① 2020年度に、10年後の校務の姿を実現させる校務支援システム及び校務用ネットワークが全国すべての学校に普及している状況を目指す
- ② 2015年までに、
  - ・ クラウド・コンピューティングの活用を含めた校務用ネットワークの在り方について、試行的な取組などを踏まえ、一定の結論を得てその整備の方向性を示す
  - ・ ICTの時代にふさわしい校務の在り方をあらためて精査し、合理化
- ③ 直ちに、
  - ・ 校務関係文書の標準化など、国として示すべき基本的な考え方を明らかにすることにより、事業者等の校務支援システムの開発を促す
  - ・ 校務の情報化の意義を広めるための取組を促進(好事例を広く共有)

## 校務関係文書のICT化

- ICTの活用による新たなスタンダードとなる校務処理の在り方を示す
- 「指導要録」※をまず例に採り上げ、その作成・送付・保存のICT化の際の諸課題を検討することにより、今後一層の校務の情報化を推進する上で必要な全国的な指針となる考え方を示す
  - ※ 子どもたちの学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿
  - ・ 指導要録の様式について、国の「参考様式」を基本とする
  - ・ 押印に相当する機能を担保した上で、電子的に作成・送付・保存する際の押印を省略し、その際の取扱いと併せて周知
  - ・ セキュリティの取扱いにつき、一般行政事務の例にならうことや、学校情報セキュリティポリシーの策定と共有が重要
  - ・ ICTの活用による20年を越える保存については、事業者等の技術的助言を踏まえた対応が必要
- 転学等の際に必要な指導要録等以外の各種の校務関係文書についても、基本的に指導要録等の取扱いにならない、ICT化の際の取扱いを明確化
- 「通知表」については、各学校独自の書類であり、国として標準的な項目等は示さないが、子どもたちの情報をデータベース化することにより、作成に関わる時間の大幅削減が可能

## 校務の情報化のためのネットワークの在り方(クラウド・コンピューティングを含む)

- 「総合行政ネットワーク(LGWAN)」及び「地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)」の活用など、既存の地方公共団体の資産や体制の活用を検討するなどにより、効率的で早急な整備を図る
- クラウド・コンピューティング技術の活用のメリット・課題等について、今後試行的な取組みを重ね、その活用方策の在り方を検討